

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和6年5月17日（金）

本会議終了後

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 承認第3号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 2 承認第4号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
(税務)
- 3 所管事務調査 現地視察について

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例 専決処分の概要

令和6年5月17日 総務部税務課

1 専決処分日 令和6年3月31日

2 専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、一部の規定を除き4月1日から施行されるため所要の改正を行うもの。

3 専決処分する主な内容

（1）山陽小野田市税条例の一部を改正する条例

ア 市民税関係

個人住民税の定額減税

令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行う。（納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下である場合に限る。）

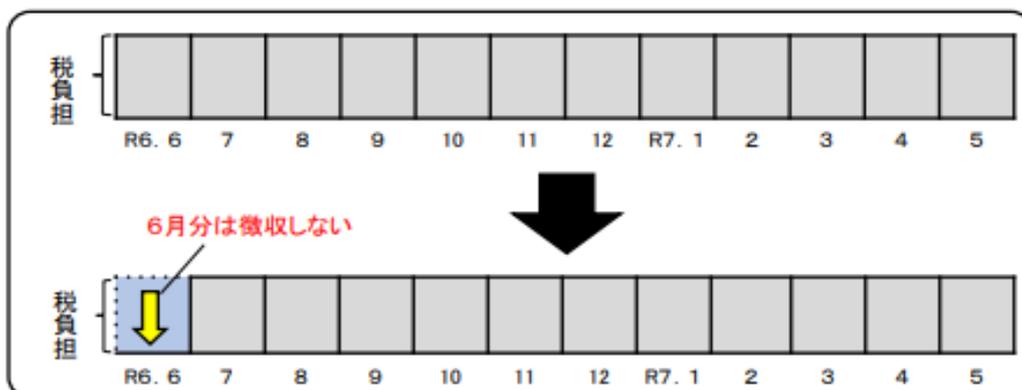
※なお、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分については、令和7年度分の個人住民税所得割の額から1万円を控除。

附則第7条の5～8、附則第8条、附則第16条の3・4、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第20条の2・3

【個人住民税の特別控除の実施方法】

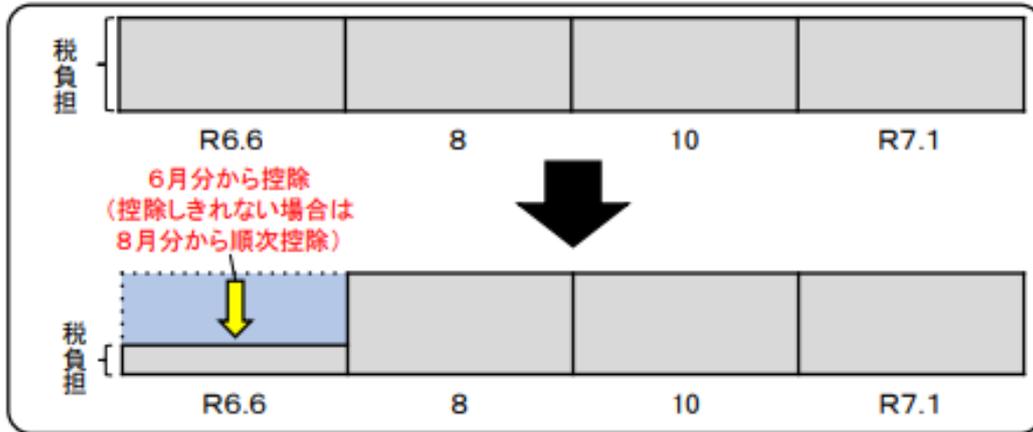
① 給与所得に係る特別徴収

令和6年6月の給与支払時には特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を、令和6年7月から令和7年5月までの各月に給与を支払う際に徴収。



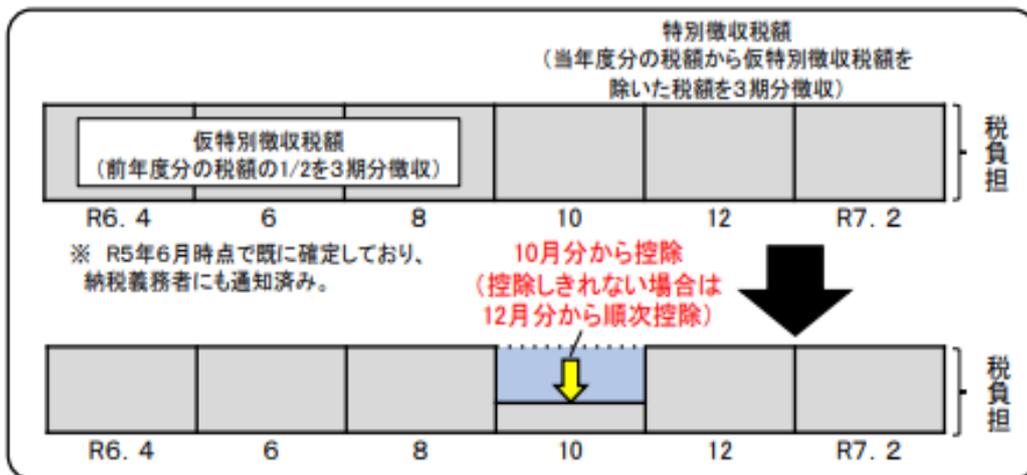
② 普通徴収（事業所得者等）

令和6年度の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額を控除。



③ 公的年金等に係る所得に関する特別徴収

令和6年10月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等について、特別徴収をされるべき個人住民税の額から特別控除の額に相当する金額を控除。



(図出典：全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議資料)

定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

イ 固定資産税関係

①固定資産税（土地）の負担調整措置など

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置など、現行の負担調整措置の仕組みを継続。

附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条

②税負担軽減措置

(a)再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定するバイオマス発電設備（1万kW以上2万kW未満）のうち一般木質・農産物残さ区分に該当するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。国の参酌規定である7分の6とする。

(b)都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を整備。課税標準を最初の5年間、価格を国の参酌規定である2分の1とする。

(c)子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設（特定事業所内保育施設）の用に供する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止。

その他法改正による項ズレ。

附則第10条の2

③新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直し

認定長期優良住宅に係る特例について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、区分所有者からの申告書の提出がない場合でも、要件に該当すると認められる場合には特例を適用することができる。

附則第10条の3

ウ その他

災害における職権による減免を可能とする規定を追加。

第51条、第71条、第139条の3

(2) 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

ア 都市計画税（土地）の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置など、現行の負担調整措置の仕組みを継続。

附則第8項～13項、16項

イ 税負担軽減措置

①都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を整備。課税標準を最初の5年間、価格を国の参酌規定である2分の1とする。

②子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設（特定事業所内保育施設）の用に供する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を廃止。

法改正による項ズレ。

附則第3項～6項

ウ その他

法改正による項ズレ。

附則第17項